公開草案に対するコメントの公表

１．コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理」

２．コメント募集期間

平成 20 年 10 月 28 日～平成 20 年 11 月 4 日正午

３．最終公表物の名称及び公表時期

未定

４．コメント提出者一覧

［団体等］

	団　体　名
CL01	全国銀行協会
CL04	（株）大和総研　制度調査部
CL05	（社）日本貿易会　経理委員会
CL06	（社）全国信用組合中央協会
CL07	（社）日本証券アナリスト協会　企業会計研究会
CL08	（社）全国信用金庫協会
CL09	日興シティグループ証券（株）　金融商品本部債券投資戦略部
CL10	日本公認会計士協会
CL11	（社）日本経済団体連合会　経済第二本部

［個人（敬称略）］

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL02	村田守弘	
CL03	岡本修	公認会計士

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

５．主なコメントの概要とそれらに対する対応案

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要には主なものを記載していますが､以下に記載されていないコメントについても､企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
総論		
1）見直しは必要	10 月 13 日の IASB による IAS 第 39 号と IFRS 第 7 号の改正等により、当論点において国際基準と米国基準とは（細部を除き）一致したものと理解している。さらに、本邦会計基準等の国際基準とのコンバージェンスの必要性や、世界中のほとんどの主要国等が国際基準採用（方針）国になりつつあること等も踏まえると、当論点においても、本邦会計基準等は国際基準や米国基準と（少なくとも細部を除き）一致させるべく速やかに必要な改正を行うべきと考える。また、その際には、10 月 13 日の IASB による改正に伴って国際基準と米国基準とが一致した部分のみならず、従来から国際基準と米国基準とが一致していた部分についても同様に含めて本邦会計基準等の改正対象とすることが、コンバージェンスの必要性等から適切と考える。なお、細部において国際基準と米国基準とに差異がある部分については、国際基準採用（方針）国が米国基準採用（方針）国よりも多いことや、米国自体が国際基準採用方針国になりつつあること等も踏まえて、特段の問題がない限り、国際基準に本邦会計基準等を一致させるべく速やかに必要な改正を行うべきと考える。	
	「その他有価証券から満期保有目的の債券への振替」等につき、【論点 1】、【論点 2】、【論点 3】のそれぞれにおいて、債券の保有目的区分の変更を認めていただきたい。すなわち、最近の金融市場においては、価格の下落が著しく、流動性が欠如している金融商品等が多く見られる。このような、いわば稀有な状況下においては、保有目的区分の変更を認めないとすると、金融市場の混乱に拍車をかける恐れがある。また、日本がすすめてきたコンバージェンスの観点からも、国際会計基準、米国会計基準と同等の措置を講ずることが必要と思われる。	
	【少数意見】ある委員は、足元の状況はそもそも会計基準が想定していなかった事態であり、こうした環境下では債券の保有目的変更は許容できるという意見を表明した。別の委員は、わが国企業の財務諸表の比較可能性及び会計基準のコンバージェンスの視点から、改正 IASB が採用された場合はそれに追随すべきであるという意見を述べた。	
	債券の保有目的区分変更が恣意的な会計処理に繋がる可能性を懸念する見方もあるが、今般の金融	

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	危機に対しては、全世界の市場が国際的に協調して迅速に対応することが求められており、わが国としても、国際的な動向を踏まえた会計上の取扱いを検討する必要があると考える。	
2）見直しは限定的にすべき	今般の「論点の整理」は世界的な金融市場の混乱が続く中で、金融商品の時価評価を現行のまま継続すると金融機関等の業績、信用あるいは株価等が大きく毀損する恐れがあるとの問題意識から緊急避難的な対応として発出されたものと考えられる。しかしながら、会計基準及びこれに基づいて公表される業績報告が投資家から信認される大きな根拠は、透明性の高い会計基準が継続適用される点にある。従って、会計基準を足元の市場動向によって改変するのは、会計基準のみならず金融市場に対する信認を損なう恐れが強く、さらには投資家の不信感を惹起し、金融市場の混乱をかえって増幅する可能性すらあるところから、原理的には避けるべきである。この原理から逸脱して会計基準の改変が是認される代表的なケースとしては、①時価会計は効率的な市場において合理的な価格が形成されていることを前提としていると考えられるが、この前提が相当の程度および期間について成立していない場合、②海外の基準設定者が基準改変を実施し、わが国基準をこれに合わせることがコンバージェンスおよびわが国金融機関等の業績の比較可能性向上の観点から合理的と考えられる場合、が挙げられよう。上記①は「論点の整理」が扱っている所有目的区分変更ではなく、「時価」として用いる価格に関する論点であり、これについては本年 10 月 28 日に貴委員会が発出した実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取り扱い」において対応済みと考えられる。	
	原則として、債券の保有目的区分は当初取得時に行われ、事後的に変更されるべきものではないと考える（会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 69 項、第 273 項参照）。ただし、諸外国の動向等も踏まえ、保有目的区分の変更を「極めて稀な状況」において限定的に容認することについては反対しない。この場合には、どのような状況が「極めて稀な状況」に当たるかを明確に述べることにより、本論点整理を基準化したものの使用において、財務諸表作成者、監査人及び財務諸表利用者の誤解を招かないようにするとともに、諸外国の会計基準が想定している以上の振替が可能とならないように十分に配慮していただきたい。なお、会計基準等の公表に当たっては、関係者の意見聴取を適切に行うべく、コメント募集期間の長さも含め通常のデュープロセスを踏むことが必要であると考える。	
3）見直しは不要	有価証券の保有目的は、通常、企業が有価証券を保有するときには決まっているはずであり、途中でこれを変更することを認めることは、企業の恣意的な会計操作につながりかねず、慎重な議論が必要である。論点整理の第 7 項(2)にあるように、同一銘柄について異なる保有目的区分で保有するこ	

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	とも認められていることから、その一部だけ振り替えることができるとすると恣意性は避けられなくなる。時価会計の目的の一つとして、企業（特に金融機関）が含み益が出ている有価証券を売却して利益を出す一方で、含み損が出ている銘柄は保有し続けるという取引を行なうのを抑制し、財務内容が毀損していくのを防止するといったことがあった。しかし、分類の変更を安易に認めると、減損が必要なまでではないものの、価格が下落している債券の分類を変更し、損益又は純資産に価格の下落が反映されないようにする処理が頻発する可能性がある。そのような処理が行われれば、企業は含み損を抱え込むことになり財務内容は毀損していく。会計基準は通常時も、異常時（危機時）においても、基本的に同じ内容のものを適用しないと、その会計基準に従って算定された利益や純資産等が、企業の業績や財政状態の尺度となりえない。危機においてこそ投資家は会計情報にセンシティブになるものであり、危機のときに企業にとって不都合な情報の表示・開示を回避できるように基準を変えてしまったのでは、基準の役割を果たせない。現在のような状況だからこそ、投資家は問題のある商品等をどれだけ保有し、どれだけその内容が毀損しているか、市場価格の下落等によりどれくらい業績や財政状態が影響を受けるのかを知りたい。それを隠す処理を許容したのでは、投資家や貸し手等は疑心暗鬼になって資金の拠出を避けるようになり、信用不安をかえって増幅する。IASB の 10 月 13 日の改正は、EU という特定の地域の金融機関という特定の業種の意向を反映するため、正規のデュープロセスを経ずに決定した「筋の悪い」見直しである。会計基準のコンバージェンスが求められる状況にあるからといっても、それを理由にこのような質の悪い見直しに迎合したのでは、投資家のための情報開示という財務諸表の本来の目的に反することになる。このような見直しに迎合した場合、たとえ質の悪い会計基準であっても、IASB の基準であればそれに従うという慣例を生むことになり、将来に禍根を残すもの思われる。	
	今般の信用危機に対する国際的協調の一環として、本邦においても欧米と同様の措置を講じるのも一つの考え方ではあるが、以下の理由により、本論点整理で検討対象とされている保有目的区分の振替の必要性を見出し難く、本件に関連しての金融商品会計基準及び金融商品実務指針の見直しは不要と思料。 1. 財務報告の投資意思決定有用性の観点からは、区分変更を認めることで、恣意性が含まれる余地が拡がり、透明性の向上を指向している昨今の方向性に逆行することになる。透明性の低下は、会計の信頼性、ひいては企業の財務報告の透明性をも低下させると共に、市場の信頼性を低下させることにも繋がりかねず、却って混乱を招くことになりかねない。 2. 現下の信用危機対応として社会的に求められているものは、金融機関の貸出原資たる自己資本の	

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	毀損による信用収縮の緩和・防止であり、会計基準等の見直しにその効果を期待するのではなく、自己資本規制を直接的に緩和する等の方策を検討・模索すべき。 3. 米国においては10月28日付でFASBを監視・運営する機関であるFAFからSECに対し、「FASBが適切なDue process を踏んで決定した会計基準等を、政治介入により覆したり適用停止したりするような決断はしないで欲しい」旨のレターが提出される等、時価会計適用に関する緩和的措置の発動について、これを牽制する動きも表面化している点にも留意すべき。	
【論点1】　売買目的有価証券からその他有価証券への振替		
4）見直しは必要	（【総論】1)を参照。）	
5）見直しは限定的にすべき	「稀な状況においてのみトレーディング目的の分類（時価法が採用されている）からその他有価証券（原価法が認められる）への振替える事が出来る」については、稀な状況であれば、トレーディング目的の有価証券の属性を変えないで、当該有価証券をその他有価証券への振替えが認められるように解せられる。論点１での振替は、当該有価証券の評価方法が時価法から原価法への変更をもたらす重大な会計処理の変更と思料するので、振替の条件をより厳しく（あるいは、あるべき姿に）すべきであると解する。提案する条件は、①振り替える有価証券の属性が、トレーディング目的から長期保有目的に変更されていることが明らかであること、②その振替は、稀な状況下で行なわれることである。	
	会計基準等の見直し等に当たっては、債券の保有目的区分は当初取得時に行われ、事後的に変更されるべきものではないという原則を再確認の上、保有目的区分の変更は「極めて稀な状況」においてのみ認められることを明確にすべきである。なお、「極めて稀な状況」の内容については、利害関係者が統一した理解と判断ができるように明確に記述する必要がある。	
6）見直しは不要	「その他有価証券」は、例えば金融機関では、ALMの補完として運用されるものであり、価格変動で収益を得る「売買目的」とは、本来的にその目的が異なる。目的が異なるものの間での安易な振替を認めるべきではない。「売買目的」から「その他」への変更を安易に認めると、減損に該当するほどではないものの、価格が下落しており今後も低迷が予定されるような債券を「売買目的」から「その他」に振り替え、振替後の価格の下落を損益に反映しないようにする行為が頻発する可能性がある。そのような処理が行われれば、銀行は含み損を抱え込むことになり財務内容は毀損していく。「まれな状況」においてのみ振替を認めるとしても、その「まれな状況」の解釈に幅が生じる可能性がある。	

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	「ほとんど起こりえない」とする解釈もあれば、現在のような状況は「まれな状況」に該当しほとんどフリーハンドで変更が可能とする解釈もあるかもしれない。そのようなあいまいな基準で分類変更を認めるのは問題である。金融機関の内部取引の機動的な活用のため、分類変更を認めるべきとの意見もあるかもしれない。しかし、トレーディング勘定とバンキング勘定間の内部取引のニーズがあるのは、主としてデリバティブであり、内部取引が行われる理由も外部取引でALMニーズにあったデリバティブを調達することが困難であるとか、別々にデリバティブ取引を行ったのでは管理コストが増加するなどの理由であろうと思われる。しかし、相対取引中心のデリバティブと異なり、有価証券の場合は、その目的から判断して、もともとマーケットで取引されているものが「売買目的有価証券」に分類されているはずである。したがって、「売買目的有価証券」に分類されている有価証券は、外部からも容易に調達可能であり、内部の「売買目的有価証券」勘定から調達してくる必要性はほとんど無いと思われる。また、「売買目的」から「その他」に変更する場合は、時価による処理となるため、調達コストも外部との取引による場合と変わらないと思われる。もし、時価と異なる価格で振り替えるとしたら、それは利益操作に他ならないであろう。	
	売買目的有価証券に関しては、「論点の整理」第6項に記載のとおり、金融商品実務指針第85 項で「ただし、資金運用方針の変更又は法令若しくは基準等の改正若しくは適用に伴い、有価証券のトレーディング取引を行わないこととした場合には、すべての売買目的有価証券をその他有価証券に振り替えることができる。」とされており、限定的ではあるが、わが国では既に売買目的有価証券からその他有価証券への振替が可能である。従って、【論点1】に関しては、既に改正IASとの整合性は確保されており、現行の定めを特に見直す必要はないと考える。	
【論点2】　売買目的有価証券から満期保有目的の債券への振替		
7）見直しは必要	（【総論】1)を参照。）	
8）見直しは限定的にすべき	（【論点1】5)を参照。）	
9）見直しは不要	「満期保有目的の債券」は損益だけでなく、貸借対照表においても時価が反映されない。したがって、「売買目的」から「満期保有目的」への振替は、「売買目的」から「その他」への振替以上に財務情報の操作の余地が多く、安易にその振替を認めるべきではない。「売買目的」から「満期保有目的」	

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	への変更を安易に認めると、減損に該当するほどではないものの、価格が下落しており今後も低迷が予定されるような債券を「売買目的」から「満期保有目的」に振り替え、振替後の価格の下落を損益及び貸借対照表に反映しないようにする行為が、「売買目的」から「その他」への振替以上に頻発する可能性がある。そのような取引が行われれば、銀行は含み損を抱え込むことになり財務内容は毀損していく。「まれな状況」においてのみ振替を認めるとしても、その「まれな状況」の解釈に幅が生じる可能性がある。「ほとんど起こりえない」とする解釈もあれば、現在のような状況は「まれな状況」に該当し金融機関はほとんどフリーハンドで変更が可能とする解釈もあるかもしれない。そのようなあいまいな基準で分類変更を認めるのは問題である。	
	保有する債券を満期保有目的に振り替えることの是非 (1)会計基準の国際的な動向 IASB は 10 月 13 日付けで、保有する債券や売却目的の貸出金等を、「トレーディング」から「その他」や「満期保有」へ振替することを容認した。また、かかる振替には遡及適用が容認されており、FT 報道等によれば、例えばドイツ銀行は 2008 年第Ⅲ四半期決算において、売買目的資産の評価損 12 億ユーロを計上したものの、保有するローン等の売却目的資産を満期に振り替えることで、4 億ユーロの四半期純利益を計上したとされる。もし振替が認められなかった場合は 8 億ユーロの追加損失計上と赤字転落を余儀なくされたとされており、金融機関は今回の IASB の改訂により大きく恩恵を受けた格好になっている模様である。かかる報道が真実であれば、例えば元来、売買目的で保有していた証券化商品を、満期保有に振り替えておき、時価が回復した時点で、会計上のペナルティ覚悟で当該満期保有金融商品を売却するという損益操作が容認されることになる。実際、報道によれば、ドイツ銀行が振り替えた資産は元来売却目的の資産であり、マーケットの混乱が収束した時点で売却する可能性もあるとされているようである。かかる諸外国の金融機関における会計処理の実態を見る限り、我が国でも安易にこれを認めるのは時期尚早ではないかと思われる。	

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	(2)実質的な救済効果 　我が国において満期保有目的への振替が要望されると考えられる資産は、15 年変動利付国債（以下「変国」）及び物価連動国債と考えられる。このうち、第 8 回から第 48 回まで発行されている変国については、利回り曲線上の短期金利が上昇し、長期金利が低下する局面ではキャッシュ・フローの割引現在価値が大きく毀損（但しフロア・オプションは不考慮）することが知られており、これを「理論値」と称することも多いようである。3 月にベアー・スターンズが、9 月にリーマン・ブラザーズが破綻し、その都度変国のマーケットが大きく崩壊。「理論値」と「市場価格」（BB 引け値等）が大きく乖離する局面が生じた。さて、米欧の議論を踏まえると、満期保有に振り替えることのメリットは、「その他有価証券」として保有する変国について、今後の貸借対照表上の時価変動を防止するという趣旨があると考えられる。しかし、国際会計基準や米国会計基準との平仄を考えると、変国を満期保有に振り替える際の振替価額は時点の時価となるであろう。この場合、例えば今年の 9 月末時点における「市場価格」での振替を容認したとしても、純資産直入された「その他有価証券評価差額金」の毀損は直ちに回復するわけではない。この意味でも、新たな基準を設定してまで振替を認めるのはいかがなものかと思われる。特に、我が国の多くの金融機関に対して、変国の購入を推奨したのは政府であったはずである。金融機関に対する救済措置は、会計基準の変更という形ではなく、政府・金融庁の責任において、「銀行法第 14 条の 2」等に基づく自己資本比率規制の緩和という形式で行うべきであると感じている。	
	「論点の整理」第 10 項に記載のとおり、金融商品実務指針第 82 項では「満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない」としているため、売買目的有価証券から他の区分に振り替えることができる場合において、振り替え後に満期保有目的を満たすものであれば、満期保有目的への振替を認める改正 IAS との齟齬が生じている。現行のわが国基準では売買目的有価証券からその他有価証券への振替は「有価証券のトレーディング取引を行わないこととした場合」にのみ認められており、この時に有価証券を満期まで保有する意図と能力がある場合に限り満期保有目的有価証券への振替を認め、改正 IAS との形式的な整合性を確保することが考えられる。ただし、下記【論点 3】についてコメントしたとおり、わが国基準ではその他有価証券と満期保有目的の債券は損益計算への影響は基本的に同じであり、実質的なメリットが薄い中であえて形式的な整合性を確保する意味は乏しく、【論点 2】に関して、現行基準の変更は必要ないと考える。	

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
【論点３】　その他有価証券から満期保有目的の債券への振替		
10）見直しは必要	各種金融資産の組合せによるポートフォリオ運用を行っている金融機関では、リスクコントロールのため市場環境次第では大きくその資産の組合せを変更する可能性があることから、満期まで保有する意思と能力がある債券であっても、万が一の場合のテインティング規定への抵触回避等のため、あえて「満期保有目的債券」に区分せず「その他有価証券」として保有していることがある。 しかし、今回の国際的な市場混乱においては、利払いの停滞もなく、資産的な裏づけを十分有するため償還蓋然性も極めて高い債券であっても、流動性が枯渇したなかでの換金売りにより異常に低い価格で取引される事例が多く発生している。この場合でも「その他有価証券」に区分しているものは、その市場価格を基本とした資産評価を行ったうえ（注１）、評価損を純資産の部に計上しなければならないため、最初からかなり高い確度で満期まで保有する予定であり途中の評価損益の変動を問題としないでよい資産についても相当な額の評価損が計上されることとなり、資産運用の全体的な安全性等に関する投資家等の判断を誤らせかねない状況が発生している（注２）。 したがって、「その他有価証券」のポートフォリオのうち満期まで保有する意思と能力を有する金融資産については、改めて「満期保有目的債券」であることを認定させる振替の機会を認め、振替後は保有目的の実態と貸借対照表上の評価損益等の計上の平仄が合うようにすることが投資家等に対するより適正な情報提供に資することになる場合があるものと考える（注３）。 （注１）時価評価については、市場が不活発である場合には「合理的な見積りによる合理的に算定された価格」による評価が認められているが、実務的にはその算定価格の適切性の客観的証明には困難を伴う資産もあると考えられ、この場合は市場価格を基本に評価せざるをえないこととなる。 （注２）その他有価証券に区分した債券と満期保有目的の債券の損益計算への影響は同じであるものの、貸借対照表への計上方法は異なることから、「会計上、改めて保有目的区分の変更を認める必要性は乏しい」とは言えない。実態を反映しない時価による評価差額が純資産へ多大な影響をあたえる危険性を勘案すれば、必要性は高いと言える。 （注３）振替までに計上した評価損益は国際基準にならえば純資産の部に残る取扱いになると考えられるが、市場混乱の長期化による振替後の評価損益の拡大の影響は排除できる。	
	（【総論】1)を参照。）	

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	国際会計基準および米国会計基準においては既に認められている事項であり、国際的な会計基準との平仄を合わせるという観点から、我が国会計基準も振替を認めるよう速やかに見直されるべきと思料する。	
11）見直しは限定的にすべき	（【論点 1】5)を参照。）	
12）見直しは不要	（【論点 2】9)を参照。）	
	「その他」から「満期保有目的」に分類を変更すれば、変更後の債券の時価の変動は損益のみならず、貸借対照表にも反映されなくなる。わが国の場合、企業や金融機関が「その他」の分類で保有する有価証券は「売買目的」や「満期保有」で保有されている有価証券よりも圧倒的に多い。したがって、「その他」から「満期保有目的」への振替が安易に認められた場合、債券等に関しては、実質的に時価会計を凍結したのと同じ効果を生むことになってしまう。その弊害は、「売買目的」から「その他」、「売買目的」から「満期保有目的」への振替を認めるよりもはるかに大きいものと思われる。「その他」から「満期保有目的」への変更を安易に認めた場合、減損に該当するほどではないものの、価格が下落している債券を「その他」から「満期保有目的」に振り替え、振替後の価格の下落を財務諸表に反映しないようにする行為が、頻発する可能性がある。しかも、IASB の基準に合わせるとすれば、「その他」から「満期保有」に変更した場合の振替時の時価と償却原価との差額は、満期まで償却していくことになるため、振替時点で生じていた評価損も振替時に一括計上するのではなく満期まで損益計上が繰り延べられてしまう。また、銀行等の金融機関の場合、「その他」から「満期保有」に分類を変更することにより、振替後に生じた評価差損をＴｉｅｒ1 自己資本から控除しなくてもよくなる（特に国内基準適用行の場合は評価差益が出た場合は当該差益をＴｉｅｒ2 自己資本には入れられないので、「満期保有」にして評価差損による減少を回避するインセンティブが働く）。そのため、「売買目的」から「その他」、「売買目的」から「満期保有目的」以上に、振替が頻発する可能性がある。したがって、「その他」から「満期保有」への分類変更は、「売買目的」から「その他」、「売買目的」から「満期保有目的」への変更以上に、厳しく制約する必要がある。	
	「論点の整理」第 15 項に記載のとおり、その他有価証券と満期保有目的の債券は、損益計算への影響は基本的に同じである。冒頭に述べたとおり、「論点の整理」は金融市場の混乱が金融機関等の決算に与える影響を念頭に置いた緊急避難策であり、損益に影響を与えない【論点 3】に関して、現	

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	行基準の変更は必要ないと考える。こうした意見に対しては、その他有価証券に区分された債券のうち時価のあるものについては、償却原価と時価の差額を純資産の部における評価換算差額として処理するので、B/S への影響は大きく、とりわけ銀行については自己資本規制に甚大な影響が及ぶ可能性がある、といった反論が予想される。しかしながら、ここにおける「時価」は既に実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取り扱い」において昨今の状況を反映した取扱いが認められているもので、それが B/S に反映されるのは当然である。また、銀行の自己資本規制における補完的項目の上限額の規定等に合理的でないものがあるとすれば、その規定自体を改変すべきであり、会計基準に対応を迫るのは本末転倒と言えよう。本件に関する最後の論点は本邦銀行に対し、海外の銀行と同様の処理ができるように配慮するか否かである。報道されている情報の限りでは、海外の銀行の多くが「稀な状況」に陥っている中で本邦銀行は幸い健全であり、あえて筋を曲げた配慮を必要としないと思われる。	
【論点 4】　仮にわが国において保有債券の振替を見直した場合における改正した会計基準等の適用時期		
13）遡及して適用すべき	今般の改正 IAS は 10 月 13 日に確定・公表されたものの、本年 7 月 1 日からの遡及適用が可能とされた。したがって、本邦においても、上記【論点 1】～【論点 3】の改正等が確定・公表される場合にも、遡及適用を可能にすべきと考える。また、本邦における上記【論点 1】～【論点 3】の改正等は、国際基準とのコンバージェンスの必要性等にもとづく改正でもあるため、国際基準や米国基準同様、その適用期間を限定すべきではないと考える。	
14）速やかに適用すべき	保有債券の振替を見直した場合における改正した会計基準の適用時期については、最近の世界的な金融市場において混乱が生じていることを背景に、国際会計基準における改正が即日実施かつ 2008 年 7 月 1 日に遡って適用可能となっている点を踏まえ、わが国においても速やかに適用されるべきと考える。	
	世界的な金融市場の混乱が生じていることを背景に、国際会計基準における改正が即日実施かつ 2008 年 7 月 1 日に遡って適用可能となっている点を踏まえ、わが国における会計基準等の改正についても速やかに適用されるべきと思料する。	
15）遡及すべきではない	「論点整理」では、満期保有への振替規定を整備して、その「遡及適用」を容認するかどうかについての議論を行っているが（17 項～20 項）、むしろ必要な議論は、「遡及適用」ではなく、いつの時点の時価を以って振替価格とするかの議論だと思われる。上述の通り、最もイールド・カーブが立っている日付を以って、変国を「その他有価証券」から「満期保有目的」に振り替えたことにしてし	

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	まえば、恣意的な価格水準で債券の価格を変更することが可能である。従って、例えば債券の保有目的変更は期末日しか容認しない、等、振替日の恣意性を排除する規定があっても良いと考える。	
	仮に、分類の変更が認められたとしても、その適用は遡及すべきではない。遡及適用を認めれば、振替時の時価以外での振替が可能となり、企業により振替後の帳簿価額の操作が可能となってしまう。	
	10 月 13 日に公表された改正 IAS が適用時期を 7 月 1 日と､既に終了した四半期まで遡及可能としているのは、欧米企業の多くが 12 月決算を採用していることを念頭に、下半期からの適用を可能にする配慮と思われる。「稀な状況」における措置とは言え、「後だしジャンケン」の印象が強く、不快感・不信感を持つ投資家が多いのではないか。仮に、保有債券の振替を見直した金融商品会計基準及び金融商品実務指針が遡って適用された場合、実際の適用における混乱とともに、そのような取扱いを認めた会計基準設定主体への信頼性が著しく損なわれるのは、火を見るよりも明らかであろう。会計基準及びこれに基づいて公表される業績報告が信認される根拠のひとつは、新たな会計基準が関係者に周知徹底された後に適用される点にある。改正 IAS との整合性の確保は重要ではあるが、悪い措置まで見習う必要はない。日本証券アナリスト協会企業会計研究会は既に述べたとおり、「論点の整理」に関し、会計基準及び実務指針の改変は必要ないという立場であるが、仮に改変する場合、これを遡って適用すべきではないと考える。	
	債券の保有目的区分が企業の保有意図を反映したものであることを勘案すれば、振替の時期は、会計基準等の改正日以降であって企業が保有意図の変更について文書等により明確な意思決定を行った日（この日時点において、「極めて稀な状況」にあることが必要となる。）を基準とすることが妥当ではないかと考える。	
その他		
16）開示（注記）について	仮に、分類の変更が認められた場合、時価で一旦売却し、新たに対象債券を取得したのと同様に処理をするべきである。そのような処理を行った事実と理由、対象債券の種類、金額等についても詳細に開示をすべきである。	
	仮に現行基準を改変し、債券の保有目的区分変更を拡大する場合には、区分変更が P/L と B/S に及ぼす影響を調整表の形式で注記にて詳細に開示する必要がある。保有目的区分に関する基準の改変は、多くの投資家から時価会計の後退、業績表示における透明性の減少と受け止められ、金融市場の混乱を招く可能性がある。このリスクを阻むために基準変更の影響を、変更を行った期及びその区分	

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	変更を行った債券を保有する期すべてについて、注記において開示することが最低限必要である。	
	債券の保有目的区分の変更による振替を行った場合、財務諸表利用者の理解に資するよう、十分な開示を行うべきであり、これを求める規定を設けるべきである。また、今回の会計基準等の見直しの検討が、諸外国の動向を踏まえてのものであるとすれば、開示規定についても、国際的な会計基準の状況を踏まえ、IFRS 第 7 号第 12A 項と同様の規定とすべきである。	
17）会計処理について	その他有価証券から満期保有目的の債券に振り替える場合、 ・振替日の時価で振り返るということで良いか ・その場合の会計処理としては振替日時点では「その他有価証券評価差額金」は時価で評価されたベースで計算し一方、満期保有目的の債券は時価をもって償却原価とするということで良いか ・振り替え後の処理としては振替日時で確定させた「その他有価証券評価差額金」は、満期にわたり期間按分した額を毎期の決算で償却（P/L計上）していき、一方、満期保有目的の債券は、振替日で取得が確定した償却原価からアキュムレーションにより毎期按分償却した額を、有価証券利息に組み込んでいくという理解で良いか。	
	債券の保有目的区分の変更による振替を行う場合、当該債券は振替の日の時価で振り替えられること、すでに認識された損益の振戻しは行われないこと、純資産に直入されていた有価証券評価差額金の振戻しは行われないことを明確にすべきである。また、振替後の会計処理（振替時の時価と額面金額との差額の会計処理、有価証券評価差額金の会計処理等）についても明確にすべきである。	
18）テインティング規定について	恣意的な保有目的区分の振替により、ある時は時価評価損益を純資産直入し、ある時は評価損益をP/L計上し、ある時は一切認識しない、という損益操作は望ましくない。当然、実務指針83項（満期保有目的からそれ以外の区分への振替に関する規定）は維持されなければならないと思量する。	
19）ヘッジ会計について	現在例外的に容認されている満期保有目的債券に対する特例処理の容認についても、制度的な手当てが必要と考えられる。当初から満期保有にて保有する債券については、実務指針161項・325項等に照らし、特例処理の要件（178項等）を満たす場合にはヘッジ会計の適用が容認されている。従って、次の二点の整備が少なくとも必要である（尚、これは企業会計基準委員会ではなく、日本公認会計士協会・会計制度委員会報告での対応になるのかもしれない）。 ①満期保有に振替を行い、その時点で特例処理の要件を満たすヘッジ取引を行い、ヘッジ指定した場合は、特例処理の適用が認められる旨の明記。 ②その時点で「その他有価証券」に対するヘッジ指定が行われていた場合であって、特例処理の要	

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	件を満たしているものについては、満期保有目的債券への区分変更を行った場合は特例処理に移行する旨。また、繰延ヘッジ会計を採用していた場合は、繰り延べられていた繰延ヘッジ損益を当該債券の満期に渡って償却する等の処理の明記。	
20）安易な理論価格の採用の防止	前述の通り、現在、変国の市場では「理論価格」と「市場価格」の価格が大きく乖離している。このため、満期保有への振替に当っては、「市場価格」ではなく「理論価格」で行いたいとの要望が急増する可能性がある。しかし振替価格の妥当性については、財務諸表作成者の恣意性が入らないよう、制度的な手当てが必要ではないかと考える。当職の見解では、「理論価格」を実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」等に照らして「合理的に算定された価額」とみなすためには、「市場価格の時価としての信頼性が乏しい」事、当該「理論価格」が「合理的に算定された価額」であること、振替時点の「理論価格」の算出値が正しいこと、の三点を証明する必要があるはずである。しかし、利回り曲線の調整方法を少し変更するだけで、理論価格は大きく変動する。このため、日本公認会計士協会に対しては、CPE研修の一貫として証券会社等の専門家による理論価格に関する勉強会を実施する、会長通牒などの形で監査人に対し注意喚起を行う等の措置を要望することも考えられる。	
21）論点整理の範囲	IASB で保有目的変更に関して述べている、loans and receivables は、わが国で適用する場合には債券（有価証券）も含む認識でよいか否か。	

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。